

議案第49号

北名古屋市介護保険条例の一部改正について

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年6月4日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、保険料の軽減賦課の拡充を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市介護保険条例（平成１８年北名古屋市条例第１１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項各号列記以外の部分中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「所得の少ない」を「前項第１号に掲げる」に、「前項第１号に該当する者の平成３０年度から平成３２年度まで」を「令和元年度及び令和２年度」に、「２５，１１０円」を「２０，９２５円」に改め、同条第３項中「前２項」を「前４項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項の次に次の２項を加える。

- ３ 第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和２年度の各年度の保険料は、同号の規定にかかわらず、３２，０８５円とする。
- ４ 第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和２年度の各年度の保険料は、同号の規定にかかわらず、４０，４５５円とする。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（経過措置）

- ２ 改正後の第４条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成３０年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。